

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部 課	補給本部 需品部 需品管理課
調達要求年月日		作成年月日	令和 2年 8月27日
仕様書番号	C&LPS-V00012-7		

品名	カタログ製品名 ^①	数量及び単位
20KL燃料給油車3形	1 昭和飛行機工業(株) 20FJ 2 (株) 矢野特殊自動車 MOD 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)	両

注^① この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 製品に関する要求

消防法に適合させるものとする。

2.2 同等とする性能等

a) 車両諸元

- 1) 単車型
- 2) 乗車定員 3名
- 3) 操縦席 右側

b) タンク

- 1) 容量は20 000 L (4 000 L毎に5室に区画) とする。
- 2) 各室の在槽量が検尺により確認できること。

調 達 品 目 表 (続 き)

c) 機械室

- 1) タンク後方に備えていること。
- 2) 後部扉 上開きダンパ付きの開放時固定式とする。
- 3) 機械室後部からホース (シングルポイントノズル) を引き出せること。

d) 底弁

- 1) エアー開閉式とし、機械室に操作スイッチを有する。
- 2) タンク各室を同時に閉鎖するための緊急レバーを有する。
- 3) ボトムローディングによる充填時、タンク各室単独に自動閉鎖できること。

e) オーバーフローセンサー装置

- 1) タンク各室にオーバーフローセンサーを設け、液面が規定の高さになったときに、各室単独に底弁が自動閉鎖できること。
- 2) タンク全室の底弁閉鎖時、タンク元弁を自動閉鎖し、燃料施設への電気パルス信号の返信を中止し、充填が停止できること。

f) 発進防止装置

- 1) 給排油ホースが正常に格納されていない場合は、車両を発進できないようにする発進防止装置を備えること。
- 2) 充填口からカップラ又はノズルが正常に取り外されていない場合は、車両を発進できないようにする発進防止装置を備えること。
- 3) 非常時は、解除スイッチにより発進可能なこと。

g) 給排油能力

- 1) 給油流量 1 700 L/min以上
- 2) 排油流量 300 L/min以上

h) 給排油ホース 次の給排油ホースを備えるものとする。

- 1) 機械室内部 63 mm×20 m (基準) (シングルポイントノズル) 1 E A
- 2) 車体右側面又は機械室内部右側面 38 mm×15 m (基準) [ピストルノズル (脱着可)] 1 E A

調 達 品 目 表 (続 き)

- i) 充填口 (ボトムローディングカプラ) 車体左右側面に各 1 E A
- j) ベーパー受入装置 (タンク各室内のベーパーを燃料施設のベーパー受入装置へ送るための配管を有する。) 結合口を車体左右側面に各 1 E A
- k) フィルターセパレータ
- 1) 処理流量 1 700 L/min以上
 - 2) フィルターカートリッジ能力
 - 2.1) コアレッサカートリッジ ろ過性能 : 0.5 mg/L以下
 - 2.2) セパレータカートリッジ 遊離水分性能 : 10 ppm以下
- l) 流量計
- 1) リットル表記 (計測範囲 20 000 L以上, 許容誤差 ±0.5 %以下) とする。
 - 2) 機械室内の操作しやすい箇所に設置していること。
- m) アース線
- 1) 航空機用アース線
 - 1.1) 長さ 18 m以上
 - 1.2) アースリールにより, 巻き取りできること。
 - 1.3) 先端は二股とし, 航空機接続用クランプ及びアースプラグとする。
 - 2) グランドアース線
 - 2.1) 長さ 18 m以上
 - 2.2) アースリールにより, 巻き取りできること。
 - 2.3) 航空機接続用クランプとする。
 - 3) ホース用アース線
 - 3.1) 長さ 1.2 m以上
 - 3.2) シングルポイントノズル及びピストルノズル (アースプラグがあること。)
- n) アース板 車体後輪前方付近左右側面に各 1 E A

調 達 品 目 表 (続 き)

o) 照明装置等

- 1) サイドマーカーランプ (黄色) 車体中央側面左右及び後部側面左右に各 1 E A
- 2) 航空標識灯 (黄赤色灯) 操縦室上部左右及び車体後端上部左右に各 1 E A

p) その他

- 1) 昇降機 (リフト装置) は, 必要ないものとする。
- 2) キャットウォーク タンク上部に 1 式
- 3) 梯子 (タンク上部昇降用) 車体左右側面に各 1 E A
- 4) 火花防止装置 [自衛隊の使用する自動車の保安基準等について (通達) (防経艦第 6 0 0 2 号 2 7. 4. 2 4)] 第 2 6 項の 2 に規定する, 排ガス規制に適合している車両である場合は, 遠心式火花防止装置の取付は除くことができるものとする。
なお, 適合している旨を車両の見やすい位置に表示するものとする。
- 5) AM / FM ラジオ 1 E A
- 6) アワーメーター (エンジン用) 操縦席の見やすい位置に 1 E A

2.3 塗装

- a) 車体外部は, N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 O D 色により塗装するものとする。
- b) シャシは, 黒色とする。

2.5 製品の表示

- a) 銘板の品名は, “2 0 K L 燃料給油車 3 形” とする。
- b) 自動車番号標は, C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の “その他の車両等” とする。

5.1 提出書類等

- a) 及び c) を除き, 適用するものとする。

5.2 自動車検査証・車歴簿

- 車歴簿のみ適用するものとする。

調 達 品 目 表 (続 き)

5.4 附属品・予備品

- | | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| a) | 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品とし、リサイクルシール付）（操縦室内に取り付け可能な取付金具を含む。） | 1EA |
| b) | 粉末消火器ABC・3.5kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品とし、リサイクルシール付）（車体左右側面に取り付け可能な取付金具を含む。） | 2EA |
| c) | 非常信号灯（車両法の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式） | 1EA |
| d) | 予備タイヤ（ホイール付） | 1EA |
| e) | 油圧式携行ジャッキ20t | 1EA |
| f) | 車両標準工具 | 1SE |
| g) | 始動用キー | 2EA |